

第4 審査結果について

経営事項審査の結果に係る数値については、建設業法第27条の27及び第27条の29の規定により、国土交通大臣又は大分県知事から「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」が交付される。（知事許可業者の交付日は実態調査実施月の翌月末頃）

なお、知事許可業者の結果通知書（写し）については、当該通知書の有効期間中、大分県土木建築部土木建築企画課内において閲覧に供する。

第5 経営事項審査申請書類記載要領

1 申請書ホルダー

所定の規格・色のファイルに編纂すること。また、所定の表紙を印刷し、貼付すること。

2 経営事項審査申請書類（20001帳票から20005帳票）について

P61以降の記載例を参照すること。

3 経営状況分析結果通知書

- (1) 経営状況分析は、P102以降を参照して、登録経営状況分析機関に申請すること。
- (2) 正本に原本を添付すること。

4 技術職員の資格を証する書類

- (1) CPD単位取得数がある場合は、審査基準日から1年以内に取得した**CPD単位数がわかる認定団体発行の取得単位証明書等の写しを添付すること。**（ただし、算入できるCPD単位数は一人当たり30単位が上限。）**また、CPD単位内訳一覧表を作成すること。**
- (2) 技術職員名簿に記載されている職員のうち、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条第1項第2号に規定する継続雇用制度対象者について評価を受けようとする建設業者は、「継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿」（P86参照）を添付すること。
- (3) この場合において、常時10名以上の労働者を使用する企業の場合は、併せて「継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則の写し」を添付すること。

5 労働保険料等納入証明書

- (1) 所在地を所管する労働基準監督署、公共職業安定所又は大分労働局労働保険徴収室に証明願を提出し、証明を受けること。（**取扱時間：平日9：00～16：00**）
- (2) 証明願（2部セット）に所在地、名称、事業主氏名、決算日及び労働保険番号を記入し、押印のうえ提出すること。

6 社会保険料（健康保険、厚生年金保険）納入確認書又は証明書

- (1) 所在地を所管する日本年金機構年金事務所に「**社会保険料納入証明申請書（P74）**」を提

出し、確認又は証明を受けること。

- (2) 社会保険料納入証明申請書に必要事項を記入し、押印のうえ提出すること。なお、社会保険料納入証明申請書の「証明対象期間」は、審査基準日を含んだものとする。

7 建設業退職金共済事業加入・履行証明書

- (1) 建退共大分県支部（大分市荷揚町4-28 TEL：097-536-4800）に証明願（2部複写）を提出し、証明を受けること。
- (2) 証明願の記入要領等については、P92、93を参照すること。

8 退職一時金制度若しくは企業年金制度加入証明書等

審査基準日に制度を導入していることがわかる次の(1)～(8)のいずれかを添付すること。

- (1) 中小企業退職金共済事業本部発行の加入証明書又は共済契約書の写し
- (2) 特定退職金共済団体発行の加入証明書又は共済契約書の写し
- (3) 就業規則（抜粋可）等の写し（表紙に労働基準監督署の受付印のあるものに限る。）

※退職一時金の原資を建退共と規定している場合には不可

- (4) 厚生年金基金発行の加入証明書
- (5) 適格退職金年金契約書の写し
- (6) 確定拠出年金運営管理機関発行の加入証明書
- (7) 確定給付企業年金又は確定拠出企業年金が導入されていることを証する書類
- (8) 資産管理運用機関との間の契約書の写し

9 法定外労災補償制度加入証明書等

審査基準日に加入していること及び要件が確認できる次の(1)～(5)のいずれかを添付すること。（申請者名や要件が確認出来るもの）

- (1) (公財)建設業福祉共済団発行の建設労災補償共済制度加入証明書
- (2) (一社)全国建設業労災互助会発行の全国建設業労災互助会加入証明書兼領収書
- (3) (一社)全国労働保険事務組合連合会発行の労働災害補償制度加入証明書
- (4) 中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営む者発行の加入証明書又は保険証券等の写し
- (5) 保険会社発行の加入証明書又は保険証券等の写し

※次の要件のすべてに該当することが必要

- ① 業務災害と通勤災害（出勤及び退勤中の災害）のいずれも対象とする給付であること。
- ② 直接の使用関係にある職員及び下請負人（数次の請負による場合にあっては下請負人のすべて）の直接の使用関係にある職員のすべてを対象とする給付であること。
- ③ 少なくとも死亡及び労働者災害補償保険の障害等級第1級から第7級までに係る身体障害のすべてを対象とする給付であること（ただし業務起因性の疾病については対象としなくても差し支えない）。

なお、工事現場単位で加入するものや記名式保険についてはこの対象とならない。

また、準記名式保険の場合は政府の労働災害補償保険に加入しており、かつ当該保険

料を完納している場合のみ評価対象となる。

10 防災協定の締結を確認する書類

- (1) 国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1号に規定する特殊法人等をいう。）又は地方公共団体との間で災害時の建設業者の防災活動等について定めた協定を締結している場合は、当該防災協定書の写し（協定の期間内に審査基準日が含まれているもの）を添付すること。
- (2) 社団法人等の団体が国、特殊法人等又は地方公共団体との間に防災協定を締結している場合は、当該団体に加入していることを証する書類及び申請者が防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる書類（当該団体の活動計画書や証明書等）を添付すること。
ただし、当該団体が大分県の各土木事務所長と協定を締結している場合は、確認書類の添付は不要（大臣許可業者を除く）。

11 監査の受審状況を証する書類

- (1) 会計監査人設置会社の場合は、登記事項証明書（履歴事項全部証明書等）の写し、かつ、有価証券報告書又は監査証明書の写しを添付すること。
- (2) 会計参与設置会社の場合は、登記事項証明書（履歴事項全部証明書等）の写し及び会計参与報告書の写しを添付すること。
- (3) 経理処理の適正を確認した旨の書類（P77参照）の提出の場合は、経理の責任者である以下の者（常勤で勤務している者に限る。監査役は対象外）が自ら記名・押印した経理処理の適正を確認した旨の書類及び所定講習の修了証の写しを添付すること。
 - ①公認会計士又は税理士であって、指定研修を受けた者
 - ②一級登録経理試験に合格した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の日から起算して5年を経過しないもの
 - ③一級登録経理講習を受講した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの
 - ④平成29年3月31日以前に1級登録経理試験に合格した者（令和5年3月31日までの間に限る）
 - ⑤公認会計士又は税理士であって、資格を有した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して1年を経過しない者

12 知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況

- (1) CPD単位取得数がある場合は、審査基準日から1年以内に取得したCPD単位数がわかる認定団体発行の取得単位証明書等の写しを添付すること。（ただし、算入できるCPD単位数は一人当たり30単位が上限。）CPD単位内訳一覧表を作成すること。
なお、技術職員名簿に記載されていない技術者については、CPD単位を取得した技術職員名簿（様式第4号）を作成するとともに当該技術者が有する資格を証明する書面の写しを添付すること。

併せて、技能者名簿（第5号様式）を作成するとともに、当該技能者が記載されている施工体制台帳又は再下請通知書（作業員名簿）の写しを添付すること。

- (2) 技能レベル向上者の該当がある場合は、審査基準日以前3年のうちに建設技能者の能力評価制度により受けた評価の区分が審査基準日の3年前の日において受けている評価の区分より1以上向上したことがわかる能力評価（レベル判定）結果通知書の写しを添付すること。

また、技能者名簿（第5号様式）を作成するとともに、当該技能者が記載されている施工体制台帳又は再下請通知書（作業員名簿）の写しを添付すること。

知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況(項番61、62関係)の提出書類早見表

| 技術者のCPD単位取得数 | あり | | | なし | | | 備考 |
|---|----------|----|----|----|----|----|--|
| | あり | | なし | あり | | なし | |
| | うちレベル向上者 | あり | | なし | あり | | |
| 様式第4号 | ○ | ○ | ○ | × | × | × | 技術職員名簿に記載した技術職員のみでも、様式第4号の下段②及び①+②欄を記載して提出 |
| CPD単位内訳一覧表 | ○ | ○ | ○ | × | × | × | CPD単位取得数がある者のみ記載 |
| CPD単位を証明する書類の写し | ○ | ○ | ○ | × | × | × | 認定団体が証明しているものに限る。 |
| 様式第4号(CPD単位を取得した技術者名簿)に記載した技術者の資格を証する書類 | △ | △ | △ | × | × | × | (△について) 様式第4号(CPD単位を取得した技術者名簿)に記載した技術職員がいない場合は省略可 |
| 第5号様式 | ○ | ○ | × | ○ | ○ | × | |
| 能力評価(レベル判定)結果通知書の写し | ○ | × | × | ○ | × | × | |
| 施工体制台帳または再下請通知書(作業員名簿)の写し | ○ | ○ | × | ○ | ○ | × | |

13 建設機械保有状況内訳書（P76参照）

- (1) 評価対象建設機械に係る売買契約書又はディーラーからの販売証明書の写し、リース契約書の写し及び特定自主検査記録表の写しを添付すること。

なお、所有していることを証明するための書類（売買契約書等）は、前回の経営事項審査において確認を受けている場合、添付を省略できるものとする。（大臣許可業者を除く。）

- (2) リース契約の場合は、リース期間が審査結果の有効期間（基準日から1年7月）を含んでいる場合のみ評価対象となる。
- (3) 審査基準日から直前1年以内に特定自主検査を実施している建設機械のみ評価対象となる。

14 ISO9001、ISO14001に係る登録証等の写し

- (1) (公財)日本適合性認定協会（JAB）又はJABと相互認証している認定機関が認定した審査登録機関が発行したISO9001、ISO14001に係る登録証及び登録付属書の写しを添付すること。
- (2) 認証範囲を「建設」とする登録をしているものに限る。
- (3) ただし、有効期限が満了している者、更新審査等で年版の改定を行っていない者は評価対象としない。（現有効年版：ISO9001／2015年版、ISO14001／2015年版）
- (4) 建設業法上の営業所が全て含まれていない場合は評価対象としない。

15 完成工事内訳書（その1、その2）（P88～91参照）

- (1) この帳票はすべての申請業種及びその他の工事（申請業種でない業種をいう。実績がない場合は作成不要。）について作成することとし、業種ごとにコード番号の若い順に綴ること（工事实績がない場合には、該当なしと記入すること）。
- (2) 損益計算書に計上された完成工事高について、その内訳を工事一件ごとに記入すること。公共、民間（公共工事の下請含む）ごとに請負代金の大きい順に記入し、それぞれ請負代金額合計を「公共計」「民間計」として記入すること。
なお、公共工事として取り扱う発注機関はP48、49のとおり。
- (3) 土木一式工事又は建築一式工事を除き、500万円未満の工事は、公共・民間それぞれ配置技術者ごとに元請・下請別に合算して記入してもよい。ただし、公共・民間それぞれ500万円以上の工事が5件に満たないときには、500万円未満の工事を含め金額の高い方からそれぞれ最低5件は記入すること。なお、500万円以上の工事は全て記載すること。
- (4) 「注文者」欄には、発注者が法人又は団体等の場合には、代表者の個人名でなく法人又は団体等の名称を記入すること。なお、下請工事の場合には直接の注文者である建設業者の商号又は名称を記入すること。
- (5) 「元請下請区分」欄には、発注者から直接請け負った建設工事は「元請」、その他の工事は「○次下請」と記入すること。また、共同企業体（JV）として行った工事は「JV」と併せて記入すること。
- (6) 「工事名」欄には、下請工事については、元請からの工事名だけでなく実際の工種についても記入すること。
- (7) 「請負代金」欄の記入方法は次のとおり。
 - ① 課税事業者については当期に完成工事高として計上した請負代金の額を消費税抜きの金額で記入し、免税事業者については消費税込みの金額（消費税相当額を含めた金額）で記入すること。
 - ② 土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事及び鋼構造物工事の3業種については、「うち（ ）」のかっこ内にそれぞれ「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」と記入し、各専門工事に該当する請負代金の額を下段（ ）内に内書きで記入すること。
 - ③ 工期が複数事業年度にまたがり、工事進行基準を採用している工事の場合には、上段 [] 内に請負代金の総額を記入すること。この場合、工事の進捗度を適正に見積もっていることが必要であり、単に入金があればよいというものではない。
 - ④ 下請の場合、材料の相殺等により請負代金の額と入金額に差額があり、当該工事に対する相殺資料（相殺内訳書、相殺領収書等）により相殺額が明確に証明できる場合には、入金額と相殺額の合計を請負代金の額として当該業種に計上可能。
- (8) 工事の完成年月は、契約工期にかかわらず実際に完成した年月（工事目的物を引き渡した日）を記入すること。また、工事進行基準を採用し複数事業年度にまたがる工事の場合には、完成予定年月を記入すること。
- (9) 「下請発注状況」欄には、下請発注した工事のうち金額の大きい方から2件まで業者名と発注金額（課税事業者については消費税抜きの金額、免税事業者については消費税込みの金

- 額)を記入し、全体欄に件数と外注額(外注費及び労務外注費)の合計を記入すること。
- (10)「施工体制台帳(写)提出」欄には、公共工事で施工体制台帳及び施工体系図(写)を発注者に提出している場合は「済」と記入すること。
- (11)「CORINS登録」欄には、請負代金500万円以上の登録対象工事について、工事カルテを作成・登録した場合には「済」と記入すること。
- (12)「備考」欄には、共同企業体(JV)として行った工事については、JVの名称、請負代金の総額及び出資比率を記入すること。
- (13)完成工事内訳書(その2)は各業種の最終ページで使用し、「下請発注金額計」「公共工事計」「民間工事計」「合計」をそれぞれ記入すること。また、「合計」欄に記入する金額は、「工事種別完成工事高、工事種別元請完成工事高(20002帳票)」(P67参照)の審査対象事業年度の額と一致させること。
- (14)事業年度を途中で変更し基準決算の前期の決算等について経営事項審査を受けていない期間が発生した場合は、別途完成工事高内訳書を作成すること。
- (15)入札参加資格申請において、維持管理業務実績高を計上しようとする場合は、完成工事内訳書の「その他工事」に維持管理業務を個別計上すること。(P90参照)

16 とび・土工・コンクリート工事及び塗装工事分類表(P91参照)

- (1)この帳票は、とび・土工・コンクリート工事又は塗装工事の経営事項審査を申請する者が記入し提出すること。
- (2)「基準決算」及び「審査基準日以前24か月又は36か月間の決算(基準決算日を除く)」の完成工事高について、その内訳を分類してそれぞれの平均額(四捨五入)を記入すること。
- なお、この表の合計の欄の金額を「工事種別完成工事高、工事種別元請完成工事高(20002帳票)」(P67参照)のそれぞれの業種の額と一致させること。

17 消費税納税証明書

- (1)所在地を所管する税務署に証明願を提出し、「直近の1事業年度分」について証明を受けること。様式は「国税通則法施行規則第9号書式その1」とする。
- (2)免税事業者についても必ず提出すること。